

令和7年1月10日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害又は談合に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社佐藤渡辺
及び住所 : 東京都港区南麻布1-18-4
- 指名停止措置期間 : 令和7年1月10日から令和7年3月9日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
株式会社佐藤渡辺を含む3社は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、株式会社佐藤渡辺の石川営業所長、水谷工業株式会社の従業員及び、株式会社福産建設の専務取締役が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、10月23日郡山簡易裁判所は、3人に対し罰金50万円から40万円の略式命令を行い、11月9日付けで確定した。
- 指名停止措置理由
有資格業者である株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が談合罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号ロ」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138